

よくある質問（FAQ）

1. 届出について

Q1 化学物質を取り扱っている工場ですが、使用量等を報告する義務がありますか

A1 使用量等を報告する義務のある事業所は工場又は指定作業場で、適正管理化学物質のいずれかを年間 100 キログラム以上取り扱っている事業所です。前年度に 100 キログラム以上取り扱った事業所は、今年度、報告が必要になります。

Q2 届出はどこにすればいいのですか

A2 事業所が所在する区役所、市役所です。町村部にあるときは多摩環境事務所になります。具体的な届出先は、ホームページの届出先一覧をご覧ください。

Q3 使用量等の報告、化学物質管理方法書の提出はいつするのですか

A3 使用量等の報告は前年度分を次年度の 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間にすることになっています。化学物質管理方法書の提出は作成後遅滞なくとしていますので、作成されたら速やかに提出してください。

Q4 化学物質管理方法書はどのような事業所が提出するのですか

A4 化学物質管理方法書は適正管理化学物質を年間 100 キログラム以上取り扱っている工場又は指定作業場で従業員数が 21 人以上の事業所です。従業員の人数はアルバイト、パートの人は含まず、正職員、正社員の人数です。なお、従業員数が 21 人未満の事業所は、提出の義務はありませんが、作成する必要があります。

Q5 事業所の従業員数は 21 人以上いますが、化学物質を取り扱っている従業員は 2 人しかいません。この場合も化学物質管理方法書を提出するのですか

A5 化学物質管理方法書を提出する義務のある事業所の従業員数は、事業所全体の従業員数です。ですから、実際に化学物質を取り扱っている従業員数が少人数であっても提出する義務があります。

Q6 当社の構成は、正社員 5 人と派遣社員 20 人です。この場合に、化学物質管理方法書を提出しなければなりませんか

A6 派遣社員の社会保険料を誰が負担しているかで判断してください。貴社が負担していれば、派遣社員も従業員数に加えてください。派遣会社が負担していれば、従業員数に加えないでください。

Q7 化管法の届出をすれば条例の届出はしなくてもいいのですか

A7 化管法では排出量と移動量の届出が必要です。条例ではその他に使用量、製造量、製品としての出荷量を求めています。ですから、化管法の届出をした場合でも、条例の報告は必要です。

Q8 ガソリンスタンドを営営していますが、化管法と条例の両方の届出をしなければなりませんか

A8 化管法の届出対象事業者は、従業員数（1 ヶ月以上のアルバイト含む）が 21 人以上の事業者が対象です。複数のスタンドを営営されていて、従業員の合計が 21 人以上であれば対象になります。条例は従業員数の規定がありませんので、1 カ所のスタンドを営営されていても届出の対象になります。化管法の届出事項は、排出量と移動量ですが、条例はその他に取扱量、給油量も求めています。届出内容が異なります。このため、化管法の届出対象事業者は、条例の届

出も必要です。届出書類、算出方法はホームページの中の「届出の手引き」(ガソリンスタンド編)をご覧ください。なお、届出先は、化管法は東京都庁、条例はスタンドがある区役所、市役所になります。

Q9 適正管理化学物質を複数使用しています。単独では年間 100 キログラム使用しませんが、合計すると 100 キログラム超えます。この場合に届出は必要ですか

A9 届出は不要です。適正管理化学物質ごとに 100 キログラム以上取り扱った場合に届出が必要です。

Q10 適正管理化学物質の年間使用量が 100 キログラムぎりぎりです。100 キログラムを超えない年は届出をしなくてもいいですか

A10 100 キログラム以上取り扱った場合に届出が必要ですので、それに満たない年度の届出は不要です。

Q11 届出の書類は何部必要ですか

A11 正本と写しの 2 部必要です。受付後、1 部お返しします。

Q12 使用量等の報告、化学物質管理方法書を提出しないと罰則はありますか

A12 条例第 163 条で使用量の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合、また、化学物質管理方法書を提出しなかった場合は科料に処すと規定されています。

2. 対象物質について

Q13 使用量等を報告する化学物質はどのような物質ですか

A13 条例では性状及び使用状況から特に適正な管理が必要とされる、六価クロム、トリクロロエチレンなどの 59 物質を適正管理化学物質として、使用量等の報告を求めています。

Q14 適正管理化学物質は化管法の第一種指定化学物質ですか

A14 適正管理化学物質 59 物質のうち 44 物質は化管法の第一種指定化学物質です。その他の 15 物質は、アセトン、イソプロピルアルコール、酢酸エチル、塩酸等です。

Q15 59 物質はどのように選定したのですか

A15 条例では人の健康に影響を及ぼす化学物質として有害ガス 42 物質(大気)、有害物質 27 物質(水質、土壌)の規制基準を定めています。これらの有害ガス、有害物質のうち重複した物質を除くと 59 物質になります。都の化学物質の適正管理を定めた趣旨は、事業者が規制基準の遵守と化学物質の環境への負荷の低減を求めていることです。

Q16 東京都有害化学物質管理指導指針(平成 9 年 2 月 13 日制定)で定めた要管理物質(131 物質)と適正管理化学物質との関係はどうなりますか。

A16 有害化学物質管理指導指針では、毒性、分解性などから、特に環境保全上注意を要する物質として要管理物質 131 物質を定めています。要管理化学物質の中には適正管理化学物質が 43 物質含まれています。今回、条例では性状及び使用状況から特に適正な管理が必要とされる物質を適正管理化学物質として定めましたが、適正管理化学物質以外の要管理化学物質も引き続き、自主管理をお願いします。

Q17 化管法では排出量、移動量を算出するために、第一種指定化学物質の含有率を規定していません。条例では定めていませんが、ppm 単位のような極微量のものでも把握の対象とするのです

か

A17 適正管理化学物質のうちの化管法の第一種指定化学物質については、化管法で義務づけられた SDS で把握してください。それ以外の 15 物質については、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法による SDS 等により把握してください。

Q18 塗装をしています。塗料の中のイソプロピルアルコール、酢酸エチルなどは含有率 20～30% といった幅で表示されています。この場合、どの数字で計算すればよいでしょうか

A18 労働安全衛生法では含有率が幅で表示することが認められています。この場合安全性を考えて 30 を使って計算してください。

Q19 殺菌、消毒に次亜塩素酸ソーダを使用していますが、届出対象物質になりますか

A19 適正管理化学物質の中に塩素がありますが、通常ポンベに充填している塩素を対象にしています。次亜塩素酸ソーダは対象外の物質なので、届出の必要はありません。

Q20 コンクリート製造工場でアルカリを硫酸で中和して下水道に排水していますが、下水道への移動量はどの様に計算したらいいですか

A20 排水が下水道の排水基準 (pH5.8～8.6) に適合していれば、移動量は 0 としてください。

Q21 クリーニングではどのようなものを使用していれば、届出の対象になりますか

A21 ドライクリーニングでテトラクロロエチレン (パークロ)、1,1,1-トリクロロエタンを年間 100 キログラム以上使用していれば、届出の対象になります。また、中和に硫酸などを使用していれば、対象になります。

Q22 清掃工場で発泡スチロールに熱をかけて固形化させていますが、スチレンとしての届出が必要ですか

A22 適正管理化学物質のスチレンはモノマー (液体) を対象にしており、発泡スチロールは対象にしていません。また、廃棄物は把握の対象にしていません。いずれの理由からも届出は必要ありません。

Q23 下水処理場でスラッジの焼却に助燃剤として灯油を使用しています。灯油にはキシレンが 1.1% 含まれています。このキシレンも届出する必要がありますか

A23 キシレンとして年間 100 キログラム以上使用していれば届出対象になります。この場合に、タンクへの受入ロスが環境への排出量になります。焼却によって排出される量は 0 と考えてください。

Q24 廃棄物処理業をしています。廃棄物の中のどの様な化学物質が入っているかわかりません。排水の中和処理に硫酸を使用しています。届出はどの様にしたらいいですか

A24 廃棄物中の化学物質は把握する必要はありません。中和に使用される硫酸が届出対象になります。

Q25 ニッケルめっきをしています。めっき浴の中に硫酸ニッケル、塩化ニッケルを入れています。が、ニッケル化合物の使用量は硫酸ニッケル、塩化ニッケルの量を合計すればいいですか

A25 硫酸ニッケル、塩化ニッケルの中のニッケル分が対象です。ニッケル化合物などの金属化合物やシアン化合物は金属元素やシアンに換算した量が使用量になります。金属化合物に換算係数をかけて算出してください。

Q26 バスの営業所で 200 台のバスがあります。バッテリーの中の鉛、硫酸は届出の対象になりますか

すか

A26 バッテリーは密閉されて使用されます。通常の使用では環境中に排出される可能性はないので、届出の必要はありません。

3. 使用量等の算出と化学物質管理方法書の作成について

Q27 使用量等はどのような単位で報告するのですか、何桁まで出せばよいのですか

A27 報告する単位はkg/年です。有効数字は四捨五入して2桁としてください。

例) 計算値：使用量 1,250 kg/年 → 報告値：使用量 1,300 kg/年

Q28 使用量等の計算の仕方が難しいのですが、いい方法はありませんか

A28 使用量等を計算されるのは難しいと思われますので、都では業種別届出の手引きを作成しています。この手引きは、印刷、塗装、めっき、クリーニング、ガソリンスタンド、一般用の6種類あります。この業種以外は都にご相談下さい。

Q29 化学物質管理方法書を作成しなければなりません、どの様に作成したらよろしいですか

A29 都では化学物質適正管理指針を定めていますので、これに基づいて作成していただければよろしいのですが、業種別届出の手引きの中に化学物質管理方法書作成例を記載していますので参考にしてください。

Q30 化学物質管理方法書を変更したときは、提出しなければならないとありますが、どのような場合に提出するのですか

A30 化学物質取扱工程、排出防止設備、事故処理マニュアル、管理組織の変更のように事業所の内容、管理方法等が大きく変わった場合に提出してください。なお、管理責任者の変更等の場合は必要ありません。

Q31 東京都有害化学物質管理指導指針に基づいて、安全管理マニュアルを作成、提出しましたが、新たに、化学物質管理方法書を提出しなければならないのですか

A31 安全管理マニュアルは、有害化学物質指導指針（平成9年2月13日制定）で定めた要管理物質を取り扱っている事業者に対し、適正な管理を図るため、取扱方法や管理方法を定めたものです。今回、条例で定めた化学物質管理方法書は適正管理化学物質の管理方法、事故時の対応、管理組織等を記載する内容となっております。このため、記載内容が異なりますので、新たに提出してください。

Q32 適正管理化学物質の使用量等報告書（第28号様式）の備考には、「業種」欄には日本標準産業分類の中分類項目を記入することとなっておりますが、ホームページを見ると、産業分類番号に細分類番号のものもあります。どうしてですか

A32 中分類項目では、例えば、塗装業、めっき業、金属熱処理業等がすべて金属製品製造業となります。都は届出データを集計、分析することにより、化学物質の取扱状況を把握し、化学物質対策に活用することを考えています。このため、一部の業種においては細分類化しています。

Q33 化管法の業種、業種コードと条例の業種、産業分類番号が異なっていますが、どうしてですか

A33 化管法は届出対象業種を指定しています。条例は工場及び指定作業場を届出対象にしています。理由の一つは対象事業者の違いによるものです。もう一つの理由は、東京都内に多い印刷

関連産業、金属製品製造業等について、きめ細かく集計、解析するためです。

Q34 届出の手引き（ガソリンスタンド編）の中の排出量の計算方法が前の手引きと大きく変わっていますが、どうしてですか

A34 前の手引きの計算方法は、PRTR 排出量等算出マニュアルに基づき、ガソリン中のトルエン、キシレンなどの化学物質は受入、給油時に液体ベースの割合で排出されると考えました。実際に排出されるのは、気体ベースで排出されますので、計算方法が異なります。新しい計算方法は石油連盟、全国石油商業組合連合会が出している「PRTR 制度と給油所」を基にしています。